

平成 26 年 2 月吉日

お客様各位

双葉リース株式会社  
代表取締役社長  
福山慎一

## 新消費税について

拝啓、時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より、弊社双葉リースをご利用いただき厚く御礼申し上げます。

さて、既に周知の事とは存じますが、平成 24 年 8 月 10 日に可決された消費税増税法により、消費税率が平成 26 年 4 月 1 日より 5%から 8%に引き上げられることになりました。

弊社の対応は下記の通りとさせていただきます。

尚、平成 26 年 3 月、4 月の請求に関し、お客様のお支払条件(未締め以外)などによっては、5%のものと 8%のものが混在するため、弊社システムの都合上、3 月 31 日を締日とし、複数枚の請求となることがあります。

お客様にご迷惑をお掛けする事のないよう万全の注意を払う所存ではございますが、ご理解ご協力賜りますよう、深くお願い申し上げます。

その他、消費税計算に係わるご質問などがございましたら、当社担当営業、もしくは経理担当者にご連絡いただきますよう、重ねてお願い申し上げます

敬具

## 記

### 1. お客様とのお取引に係わる消費税率の原則

平成 26 年 3 月 31 日までのお取引については旧税率 5%となります。

平成 26 年 4 月 1 日以降のお取引については、平成 26 年 3 月 31 日までに注文書、代金をお支払いいただいたとしても、機械などの実機、現物の納品が 4 月 1 日以降となった際は、新税率 8%が適用されます。但し、経過措置の適用を受けるものに関しては、指定日より以前に契約が締結された場合、旧税率 5%の適用となります。

詳細は別紙(P2)の通りとなります。

## 2. レンタルに関する消費税率について

### ① 日極でレンタルした際の消費税率

日極	平成 26 年 3 月 31 日以前にレンタルを終了した場合	5%
	平成 26 年 4 月 1 日以降のレンタル継続分及び新たに開始した場合	8%

### ② 月極でレンタルした際の消費税率

月極	平成 26 年 3 月 31 日以前にレンタルを開始し、平成 26 年 3 月 31 日以前に全額を請求した場合 ※ 延長分は新税率 8%	5%
	平成 26 年 3 月 31 日以前にレンタルを開始し、平成 26 年 4 月 1 日以降も継続してレンタルしている場合、4 月分以降の請求	8%
	平成 26 年 4 月 1 日以降にレンタルを開始した場合	8%

### ③ 月極でレンタルし、日割計算した際の消費税率

月極	平成 26 年 3 月 31 日以前の日割分	5%
日割	平成 26 年 4 月 1 日以降の日割分	8%

## 3. 販売に関する消費税率について

販売	平成 26 年 3 月 31 日以前に納品完了したもの	5%
	平成 26 年 4 月 1 日以降に納品完了したもの	8%

※ 平成 26 年 3 月 31 日以前に注文をいただいても、納品が平成 26 年 4 月 1 日以降となれば、新税率 8%が適用されます。

## 4. 修理に関する消費税率について

修理	平成 26 年 3 月 31 日以前に修理完了、お引き渡ししたもの	5%
	平成 26 年 4 月 1 日以降に修理完了、お引渡ししたもの	8%

※ 平成 26 年 3 月 31 日以前に修理依頼をいただいても、お引渡しが平成 26 年 4 月 1 日以降になった際は、新税率 8%が適用されます。

以上